

11月21日

○議長（湯之原一郎君） ただいまから、平成26年第4回始良市議会定例会を開会します。  
(午前10時00分開会)

○議長（湯之原一郎君） 本日の会議を開きます。  
(午前10時00分開議)

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議長において、本村良治議員と小山田邦弘議員を指名します。

○議長（湯之原一郎君） **日程第2、会期の決定**を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの28日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から12月18日までの28日間と決定しました。会期日程は配付しています日程表のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） **日程第3、諸般の報告**を行います。

市長より、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、報告第7号「指定専決処分について」の報告書が提出されております。

市監査委員からは「例月の現金出納検査の結果報告書（7月から9月）」が提出されております。

11月14日の議会運営委員会前までに提出された請願等は、お手元に配付しました文書表のとおりであります。

10月以降の研修視察の受け入れについては、大阪府寝屋川市議会ほか5市議会と2町議会の研修視察の受け入れを行っております。

また、議長等の出席した主な行事は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これで、諸般の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） **日程第4、行政報告**を行います。

市長より行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） **登壇**

平成26年第4回始良市議会定例会にあたりまして、お手元の資料に基づき行政報告を申し上げます。

株式会社木村ブロック工業との立地協定調印についてであります。

ブロックの製造販売並びに各種化粧ブロック、エクステリア販売及び工事までを行っている株式会社木村ブロック工業が、加治木町木田の塩入地区に新工場を建設することに伴い、去る11月10日に立地協定を締結いたしました。

同社は、昭和46年から加音ホール北側の現在地で創業されておりますが、現在の工場が手狭になったことに加え、周辺の住環境にも配慮するため、あいらクリーンセンター西側に約1万4,000m<sup>2</sup>の用地を取得し、工場を新設する計画であります。

また、同社におかれましては、新工場の完成を機に、現在の従業員に加え新たな雇用も計画しているとのことであります。

さらに、新工場完成後におきましては、旧工場は閉鎖するとのことでありますので、住環境の整備など新たな土地利用が見込めるものと考えております。

なお、新工場の創業は平成27年11月の予定であります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、行政報告は終わりました。

○議長（湯之原一郎君）

- 日程第5、議案第87号 始良市立認定こども園の設置及び管理に関する条例制定の件
- 日程第6、議案第88号 始良市子どものための教育・保育給付に係る保育料を定める条例制定の件
- 日程第7、議案第89号 始良市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件
- 日程第8、議案第90号 始良市幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件
- 日程第9、議案第91号 始良市三叉コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件
- 日程第10、議案第92号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件
- 日程第11、議案第93号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12、議案第94号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）
- 日程第13、議案第95号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14、議案第96号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）
- 日程第15、議案第97号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）
- 日程第16、議案第98号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17、議案第99号 工事請負変更契約の締結に関する件
- 日程第18、議案第100号 市道路線認定の件（春日住宅1号線）
- 日程第19、議案第101号 市道路線認定の件（春日住宅2号線）
- 日程第20、議案第102号 市道路線認定の件（山田団地1号線）
- 日程第21、議案第103号 市道路線認定の件（山田団地2号線）
- 日程第22、議案第104号 市道路線認定の件（ガーデンヒルズ1号線）
- 日程第23、議案第105号 市道路線認定の件（ガーデンヒルズ2号線）
- 日程第24、議案第106号 市道路線認定の件（ガーデンヒルズ3号線）

及び

日程第25、議案第107号 市道路線認定の件（ガーデンヒルズ4号線）

までの21案件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

今議会に提案しております議案第87号から議案第107号までにつきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第87号 始良市立認定こども園の設置及び管理に関する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成24年8月22日に公布された就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律により、これまでの認定こども園のうち、学校教育法に基づく認可幼稚園及び児童福祉法に基づく認可保育所で構成されている認定こども園については、幼保連携型認定こども園として単一の認可として区分するようになりました。これにより、大楠ちびっこ園については、今回の改正法に基づき幼保連携型認定こども園として位置づけ、新たに条例化するものであります。

なお、本条例の制定に伴う保育の内容や保育時間など、運営等に関する内容についてはこれまでどおりであり、特に変更はありません。

次に、議案第88号 始良市子どものための教育・保育給付に係る保育料を定める条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法に基づき、政令で定める額を限度に子ども・子育て新制度のもとで経営する保育所等に入所している子どもの保育料を定めるため、本条例を制定するものであります。

従来、保育料については、保護者の所得税を基準としてその額を算定しておりますが、新制度における保育料については、保護者の市町村民税を基準として、その額を算定することになります。

現在のところ、その根拠となる政令が定められておりませんが、市におきましては、これまでに国から示された資料等に基づき、準備を進めているところであり、現在の保育料と大きな差異がないように調整したいと考えております。

次に、議案第89号 始良市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条の規定により、児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、今回の一部改正により、保育の内容や保育時間など運営等に関する内容はこれまでどおりであり、特に変更はありません。

また、始良市保育の実施に関する条例については、保育の実施に関する基準が、内閣府が定めた子ども・子育て支援法施行規則において従来の基準を拡充する内容で新たに規定されたため、改正後の児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、附則において当該条例を廃止するものであります。

次に、議案第90号 始良市幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明

申し上げます。

本件は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を進めていくことを柱とした、子ども・子育て支援新制度を踏まえ、公立幼稚園保育料の減免措置に対する国庫補助制度が廃止されるため、所要の改正をするものであります。

主な改正内容は、市立幼稚園4園にかかる保育料について、現行の月額5,200円から6,600円を上限とする改定をしようとするものであります。

具体的な保育料の決定は、国が定める基準の範囲内において、地域の実情に応じて市町村が定めるものとされており、本市におきましては、保護者の所得に応じた支払いを基本に、生活保護世帯、所得割非課税世帯を含む課税世帯、それら以外の世帯の4つの区分によって、異なる保育料を設定しております。

次に、議案第91号 始良市三叉コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、現在改修工事を行っております三叉コミュニティセンターの特殊公衆浴場施設について、一般公衆浴場施設としてリニューアルし、コミュニティセンターとは異なる使用時間を設定することにより、これまで以上に地域の方々や多くの市民にご利用いただけるように改正するものであります。

また、市が所有する龍門滝温泉、くすの湯と異なる日を休館日にするるとともに、これらの浴場使用料との統一を図るものであります。

なお、施行期日については、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日からとし、来年3月中に施行期日を定め、円滑に供用を開始することができるように準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、議案第92号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

第1次総合計画に掲げている「県内一くらしやすいまちづくり」の実現のためには、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの諸施策の充実に加え、市民の健康増進に対する施策との連携強化は、必要不可欠であると考えております。

また今後、保健、福祉、教育などの分野を超えた取り組みが必要となってくることから、まず、福祉部門と保健部門の連携強化を図るため、今回福祉部を保健福祉部に再編する旨の改正を行うものであります。

なお、保健福祉部には、現在福祉部に属している社会福祉課、長寿・障害福祉課に、市民生活部に属している保険年金課及び健康増進課を新たに加え、部内における業務の連携を図ることとしております。

また、現在の児童福祉課については、子ども・子育て支援新制度の円滑な事業推進及び少子化対策など児童福祉政策の推進を図るため、仮称ではありますが、子ども政策課と子育て支援課に分離、新設することを考えております。

さらに、市民生活部については、現在の市民課、生活環境課、環境施設課に加え、仮称ではありますが、男女共同参画課の新設を考えております。

今後におきましても、市民サービスの向上と行政組織の簡素化・効率化を念頭に置きながら、組織の再編や事務分掌の見直しなどについて十分検討してまいりたいと考えております。

次に、議案第93号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回は、衆議院議員総選挙にかかる経費を計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

予算書7ページ及び8ページの総務費の選挙費3,241万2,000円の追加は、12月14日執行予定の衆議院議員総選挙にかかる経費であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、補正総額は3,241万2,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は318億2,461万9,000円となります。

この財源といたしましては、5ページ及び6ページに掲げてありますように、県支出金3,200万円及び繰越金41万2,000円で対処いたしました。

次に、議案第94号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回は、増加傾向にある医療費に対処するため、保険給付費を主なものとした補正であります。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

予算書14ページからの保険給付費2億4,000万円の追加は、医療費の増加に伴う一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費が主なものであります。

16ページの後期高齢者支援金等5,622万4,000円及び17ページの介護納付金342万8,000円の減額は、支払い見込み額の確定に伴うものであります。

18ページの諸支出金5,188万5,000円の追加は、国民健康保険税の過年度還付金及び次年度精算方式による療養費の償還金が主なものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は2億3,227万5,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は98億9,227万5,000円となります。これらに伴う歳入については、5ページから12ページまでに掲げてありますように、国庫支出金、療養給付費等交付金、繰越金の追加及び国民健康保険税、前期高齢者交付金の減額などで対処いたしました。

次に、議案第95号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回は、平成25年度の精算に伴う補正が主なものであります。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

予算書7ページの後期高齢者医療広域連合納付金397万9,000円の追加は、平成25年度の出納整理期間に歳入した保険料を県広域連合へ納付するものであります。

8ページからの諸支出金2,435万6,000円の追加は、保険料還付金及び次年度精算方式による一般会計の繰出金であります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は2,833万5,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は9億6,606万5,000円となります。この財源といたしましては、5ページ及び6ページに掲げてありますように、繰越金などで対処いたしました。

次に、議案第96号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回は、介護給付費と地域支援事業費の過不足に対し、必要な経費を計上いたしました。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

予算書13ページからの保険給付費関係についてであります。介護サービス等諸費の介護サービス給付費1億5,000万円及び介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費3,000万円の追加並び

に特定入所者介護サービス費2,000万円の追加は、給付費の増加に伴うものであります。

18ページからの諸支出金については、第1号被保険者保険料の還付金及び前年度精算に伴う国・県負担金等の返納分であります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は1億9,991万3,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は65億545万6,000円となります。この財源といたしましては、5ページから12ページまでに掲げてありますように、国庫支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金などで対処いたしました。

次に、議案第97号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回は、要支援認定者の増加に伴う介護予防計画作成事業費などを計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

予算書7ページの介護予防計画作成事業費140万円の追加は、ケアプラン作成委託料であります。

8ページの諸支出金180万1,000円の追加は、前年度精算に伴う一般会計への繰出金であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、これらの補正総額は320万1,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は7,320万2,000円となります。この財源といたしましては、5ページ及び6ページに掲げてありますように、サービス収入及び繰越金で対処いたしました。

次に、議案第98号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

予算書6ページの簡易水道施設管理費225万円の追加は、修繕料及び原材料費並びに7ページの飲料水供給施設管理費80万円の追加は、修繕料にかかるものであります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、これらの補正総額は305万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は1億2,253万2,000円となります。この財源といたしましては、5ページに掲げてありますように、繰越金で対処いたしました。

次に、議案第99号 工事請負変更契約の締結に関する件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、本年第1回定例会において議決していただきました25年災第118号 城瀬～福ヶ野線道路災害復旧工事に関する工事請負変更契約の締結に関し、始良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、労務単価の運用に関わる特別措置、消費税率の変更及び施工数量の変更によるものであります。

この変更に伴い、2,258万9,000円の増額となり、変更後の請負金額は1億9,037万9,000円となります。

なお、工事の概要等につきましては、別冊の参考資料2に記載しているとおりであります。

次に、議案第100号から議案第107号までの市道路線認定の件につきましてご説明申し上げます。

議案第100号 市道路線認定の件（春日住宅1号線）及び議案第101号 市道路線認定の件（春日住宅2号線）については、国土交通省が所有する空港団地の売却により、新たに路線認定するものであります。

議案第102号 市道路線認定の件（山田団地1号線）及び議案第103号 市道路線認定の件（山田団地2号線）については、当該団地内の道路を新たに路線認定するものであります。

議案第104号 市道路線認定の件（ガーデンヒルズ1号線）から議案第107号 市道路線認定の件（ガーデンヒルズ4号線）までについては、開発行為に伴う新設道路の寄附により、新たに路線認定するものであります。

以上、提案しております議案21件について一括してその概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上議決くださいますようお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） ここで、お諮りします。

ただいま、提出案件21件について提案理由の説明が終わりましたが、日程第11、議案第93号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第3号）を除く20案件の処理は、12月8日の会議で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号を除く各案件の処理は、12月8日の会議で処理することに決定しました。

日程第11、議案第93号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第3号）は、12月14日に行われる衆議院選挙に関する予算であることから、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本日の会議で処理したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会付託を省略し、本日の会議で処理することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（田口幸一君） 議案93号と第8号一括で質疑を行っていいんですか。

○議長（湯之原一郎君） 議案第93号だけです。

○8番（田口幸一君） 3号だけ。

○議長（湯之原一郎君） はい。

○8番（田口幸一君） それでは、議案第93号のページごとに質疑を申し上げます。

6ページ。

前年度繰越金41万2,000円となっておりますが、繰越金の留保額は幾らか。

7ページ。

1番目に、報酬の選挙管理委員会委員から期日前投票管理者まで何人が従事するのか。

2番目に、時間外勤務手当1,360万円は、何人分ですか。

3つ目に、事務補助者賃金387万7,000円は、これも何人分になるのか。

4つ目、ポスター掲示板設置・管理撤去委託料151万円は、何か所に設置するのか。

8ページ。

著作物使用許諾料3万円は、どのような内容か説明を求めます。  
以上です。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたしたいと思います。

繰越金の留保額ということで、今質疑をいただいたわけなんですけれども、平成25年度の決算剰余額が9億8,019万3,000円ございました。そして、財政調整基金の積み立てが5億ということで、事実上26年度の前年度繰越金につきましては、4億8,019万3,000円、そして前回までの予算書のほうを見ていただければ、金額のほうは1億9,523万3,000円、そして今回41万2,000円ということで、これらを引きますと2億8,454万8,000円、この金額が今回の補正後の一応留保という形になります。

以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） 選挙管理委員会事務局長の橋本です。

本来であれば、選挙管理委員長が答弁するところでございますが、あらかじめ委員長の許可を得ておりますので、私のほうで答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、報酬にかかる人員ですが、これは期日前投票の投票管理者、投票立会人それから投票日の投票管理者、投票立会人等を含めまして、282人を見込んでおります。

それから、時間外についての職員数でございますが、前回実績の投開票にあたっていただきました職員が約600名でありますので、今回も同程度の600人程度を見込んでおります。

それから、事務補助者につきましては、今回は25人を予定しております。

そしてもう1つが、ポスターの箇所数ですが、これは180か所を今のところ見込んでおります。

それから、最後になりますが、著作物の内容につきましては、このポスターの箇所数の地図を立候補者の方に配るために、ゼンリンの住宅地図の使用料になっております。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はございませんか。

○18番（森川和美君） 内容は同僚議員が詳しく質疑をされましたので、1点だけ。

近年、あらゆる選挙の投票率が非常に低下しているわけなんです、この衆議院選挙を軸として、多くの方が投票をしていただくような投票の呼びかけの広報及び期日前の投票の場所、さらに本投票所の箇所、ここらあたりをこの予算に組み込んで、ふやしたりとかそういうお考えは、検討はなかったのかどうか、これが1点だけです。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） お答えいたします。

投票所の箇所数につきましては、今回は54か所を見込んでおります。

そして、投票率につきましては、これは県内のどの選挙管理委員会の事務局職員につきましてもかなり共通の課題といたしますが、投票率の向上に向けてどのような施策があるかということでいろいろ調査研究進めてはまいります、今回につきましては何分投票日まで期間がないものですから、できる限りのこと、例えば周知についてのポスターの掲示でありますとか、それからチラシの配布とか、そのあたりを計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第93号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。

議案第93号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） ここでしばらく休憩します。

（午前10時32分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時34分開議）

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

ただいま市長より、議案第108号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第4号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号を日程に追加し、追加日程第1として議案とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第1、議案第108号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第108号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回は、主なものとして、電気自動車充電器を設置する地球温暖化防止推進事業のほか、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業など、国・県補助事業の追加に伴う所要の経費及び障害者自立支援給付事業、住宅用太陽光発電設備設置補助事業など、事業実績の増加に伴う不足見込み額にかかる補正予算を計上いたしました。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正について、款ごとに歳出の主な補正内容を申し上げます。

14ページからの総務費については、校区コミュニティ協議会の拠点となる施設の改修費用、未利用地である普通財産の売却処分に向けた測量・分筆及び土地鑑定評価業務委託料などを計上いたしました。

17ページからの民生費については、障害者自立支援給付及び障害児通所給付にかかる扶助費の追加、県補助金の交付決定に伴う高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業並びに介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金などを計上いたしました。

20ページの衛生費については、電気自動車充電器をくすくす館に設置するための委託料のほか、不妊治療費助成金、合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び住宅用太陽光発電設備設置補助金の実績増加に伴う追加補正などを計上いたしました。

21ページからの農林水産業費については、国庫補助金の追加交付に伴い、鳥獣被害から農地を守るための防護ネット、電気柵を設置するための市鳥獣被害防止対策協議会補助金、三叉コミュニティセンター温泉施設整備事業における追加工事費及びリニューアルオープンの必要経費、木田飼料作物生産組合が行う飼料作物収穫調整用機械の導入や、格納庫の整備などに補助を行う活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金などを計上いたしました。

24ページの土木費については、本年6月に火災が発生した市営春日住宅の残材撤去や、消火活動等により損傷した隣接住宅の修繕を行うための経費を計上いたしました。

25ページからの教育費については、実績の増加に伴う小学校・中学校就学援助費の追加補正などを計上いたしました。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は3億8,398万7,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は322億860万6,000円となります。この財源といたしましては、7ページから13ページまでに掲げてありますように、国庫支出金、県支出金及び繰越金などで対処いたしました。

次に、4ページの第2条、債務負担行為補正について申し上げます。

債務負担行為の追加は、あいらくリークセンター長期包括運営管理委託業務に伴う債務負担で、限度額を32億105万8,000円、期間を平成27年度から平成36年度までとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） ここで、お諮りします。

ただいま、提案理由の説明が終わりましたが、議案第108号の処理は12月8日の会議で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号の処理は、12月8日の会議で処理することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は11月27日午前9時から開きます。

（午前10時40分散会）